

令和元年度第2回香川地方最低賃金審議会議事録

令和元年7月29日（月）

於：香川労働局第一会議室

出席者 公益側 東、籠池、春日川、柴田、松田
労働者側 大島、瀧、立石、土田、中村
使用者側 綾田、篠原、友國、福家

議 題 (1) 香川県最低賃金改正に対する意見について
(2) その他

【賃金室長】 ただ今から令和元年度第2回香川地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、濱田委員が欠席されておりますが、全委員の3分の2以上の14名出席ですので、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしておりますことを御報告いたします。

まず初めに、資料の御確認を御願いたします。本日の資料は、

資料No.1 2019年度香川県最低賃金額改定の審議にむけた意見書

資料No.2 最低賃金1,000円の早期実現を求める意見書

資料No.3 2019年度香川県最低賃金改定に対する意見書

資料No.4 令和元年度香川県最低賃金の改定に関する意見書

資料No.5 香川県最低賃金額の改定に当たっての意見書提出について
でございます。

不足等ございませんでしょうか。資料No.1の資料2として添付してありますものはA3判のためA4に縮小しております。

それでは、柴田会長、議事の進行を御願いたします。

【柴田会長】 本日の会議次第は、御手元のとおりでございます。では、議題(1)の「香川県最低賃金改定に対する意見について」

に入ります。

事務局より説明を御願いたします。

【賃金室長】 関係労使の意見聴取につきましては、7月8日に開催されました、本年度第1回の本審において御承認いただいた「最低賃金の審議の進め方等について」の中で、「専門部会の審議における業界の実情把握のための手段としては、関係参考人の意見聴取又は実地視察によることとする。」と規定されており、従来、関係労使から提出された意見書をもって、意見聴取に代えさせていただくということで合意がなされております。

そして、第1回本審において、香川県最低賃金の改正決定についての諮問をさせていただき、同日「地域別最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示」を行いましたところ、労働者側から香川県労働組合総連合議長、香川県労働組合総連合女性部部長、日本労働組合総連合会香川県連合会会長、使用者側から香川県経営者協会会長、香川県タクシー協同組合理事長からそれぞれ意見書の提出がございました。

先ほど御確認いただきました資料No.1から5でございます。No.1から3は労働者側から、4と5は使用者側からのものです。

よろしく御願いたします。

【柴田会長】 それではこの意見書について、労使各側から説明と補足をお願いいたします。それぞれ時間は、10分以内とさせていただきますので、よろしく御願いたします。

まず、労働者側である香川県労働組合総連合から資料No.1、2のとおり意見書をいただいているところですが、本日傍聴されておりますので、補足説明等を御願いたします。

【香川県教職員組合 田中書記長】 失礼いたします。

香川県労働組合総連合、香川県労連代表で参りました、私、香川県教職員組合書記長の田中と申します。よろしく御願いたします。

本日は、特に香川県労連総連合の女性部の中平朋子より、最低賃

金 1,000 円の早期実現を求める意見書として陳述書を預かってきておりますので、これについて陳述書の内容を述べさせていただきたいと思います。よろしく御願います。

2019 年度、香川県最低賃金額改定の審議に向けた意見陳述書。

労働者の労働条件の向上と、国民経済の健全な発展に向け御尽力いただいている皆様に、敬意を表します。

さて、今年の香川県の最低賃金改定では、中央最低賃金審議会目安額プラス 1 円の答申となりましたが、時給 792 円では労働基準法の趣旨を全うするものとはなっていません。私たち県労連女性部では、今年も J R 高松駅前最低賃金に対する認知度調査を行いました。59 人中、香川の最低賃金を正しく回答したのは 10 人でした。意見書に、「みんな東京に行くわな」との意見も載せていますが、県労連意見書資料 1 のように、最低賃金の低いところから高いところに人が移動しているのが明白です。また、「岡山とこんなに違うなんておかしいわ」と、近県との差についての疑問の声が上がっていますが、資料 1 の下のグラフを見ていただいてもわかるように、これは第 1 回の審議会資料の各県の平均賃金と最低賃金をグラフにしたものですが、岡山との月額について全く同じ、平均年齢もほとんど同じなのに、香川県の最低賃金の方が低い。全国的に見ても、最低賃金 800 円以下の県は少なく、この差は必要なものなのでしょうか。

女性の貧困をなくすためには、最低賃金の引上げが急務です。女性労働者の中で非正規労働者は 6 割近く、パート労働者の 7 割を女性が占め、女性非正規は男性正規の 3 割の賃金です。5 月に女性の活躍推進法の一部改正が行われましたが、企業のための安易な労働力確保のための低賃金の女性労働者を生み出さないためにも、大幅な最低賃金の引上げを望みます。香川の最低賃金は 792 円で、ひと月 22 日働いたとしても 13 万 9,392 円、年収 160 万円程度にしかありません。

県労連資料2を見ていただければと思います。全労連が実施した最低生活費試算調査（昨年度新たに京都、山口、鹿児島で調査されました）の内容では、最近では男女別の調査も実施していますが、20代の単身労働者が自立して人間らしく暮らしていくためには、月額23万円程度、時給にすると1,500円が必要となります。また、母子世帯の現状は、育児のために長時間労働ができないと一般職、非正規労働を選択せざるを得ない状況に追い込まれ、生活のために得られる賃金も最低賃金すれすれです。私自身は教師をしていますが、1日の栄養を給食で補っている生徒もいるという厳しい現実を知っていただき、大幅な増額の必要を求めます。

少子化の主因は、適齢期の男女が結婚しなくなったためだと言われています。高度成長時代は、1人でいると苦しいが、2人になると何とかなると言われていましたが、現在では、1人でも大変なのに、2人などとんでもない、ましてや子供などと、非婚化・晩婚化が進んでいます。日本全体の非正規労働者の割合は4割になっています。少子化解消のためにも結婚できる賃金、さらに子供が育てられる賃金の保障が求められています。

昨今の引上状況を見ると、A、Bランクに厚く、C、Dランクには薄い目安が基礎となる引上げでは、香川県の最低賃金を1,000円に届かせることは極めて困難です。「ニッポン一億総活躍プラン」において、「最低賃金については、年率3%程度をめどとして、名目GDP成長率にも配慮しつつ引上げていく。これにより全国加重平均が1,000円となることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上のための支援や取引条件の改善を図る」とされています。3%の加重平均では、香川県の最低賃金が1,000円になることは遠い将来の出来事になります。香川県の最低賃金を1,000円にするための具体的展望が明らかになる目標達成計画の策定を御願います。

中小企業における最低賃金の引上げにかかわる助成金として、現

在は業務改善助成金が実施されていますが、自発的に取り組んだ企業への助成としており、実績が上がっていません。賃金引上分の社会保険料の助成制度など、もっと利用しやすい中小企業支援策を提言していただきたいです。

最低賃金審議会におけるランク分けについても、現状の打開を図るため、地方から異議を唱える首長、福井県知事、山形県知事も出てきております。また、全国一律最賃制度を検討する自民党議員連盟へ、私たち全労連の専門家が説明に行くなど、全国一律制度への議論が出てきています。全国町村会との懇談においても、格差があるのはおかしいと認識もなされ、世界でほんの少ししかない地域別最賃制度の廃止に向け、我々全労連は努力していますが、今年度の最低賃金の答申においては、地域間格差是正のための思い切った大幅賃上げの答申を御願いたしたいです。地域経済の活性化、産業振興、若年労働者の定着を促すため、全国一律最低賃金制度への転換とともに、地方審議会からの意見を発信してください。

7月8日に開催された第1回の審議会で、金額を決定する専門部会を例年どおり非公開とすることが決定されました。これは極めて不適切な処置と、我々は考えています。専門部会が密室でなければ議論できない特別な事情はありませんので、改めて公開を要請するとともに、引続き非公開とする場合は、非公開とした理由を具体的に御提示いただきたいと思えます。

以上です。

【柴田会長】 ありがとうございます。

次に、資料No.3の意見書をいただいている労働者側である日本労働組合総連合会香川県連合会から御願いたします。

【立石委員】 連合香川を代表しまして、意見書を説明させていただきます。

まずもって、我々は労働者の代表ということでございます。本日傍聴に来られております県労連の方々とも一部、全てではございま

せんけれども、やはり意見が一致するところもございますし、それを代表してこの会議に臨みたいと考えております。

それでは意見書のほうの御説明をさせていただきます。一部、ですます調の悪いところ、そして文字の修正を御願いたしたいところが1か所ございます。先におわびを申し上げます。

記書きの下ですけれども、まず初めにというところから御説明させていただきます。

今現在の香川県の景況とか、そういったところを大ざっぱに書かせてもらっておりますけれども、企業の生産活動はということで、今現在、多少の遅れを伴いつつも、工業生産が若干持ち直してきている。ただ、非製造業においては、今日の日経新聞でございますけれども、積極的な設備投資が続くというところを日銀の短観が示しておりますので、現在では非製造業のところでも、設備投資に対する余力が出てきているのかなというふうに読取れる文章が出てきておりますので、内容の補足をさせていただきます。

消費生活ではということで、平成30年度の平均消費者物価指数、これは高松市でございますけれども、平成27年度を100とした場合、総合指数では今現在が101.6ということで、前年度と比べまして1%の上昇となっております。

10大品目の指数の動きで比べてみますと、光熱、水道、そして保健医療、教養、娯楽、食料など、ほぼ9項目にわたって上昇してきており、さらに10月には10%への消費増税が見込まれて、家計を直撃することが想定されています。県内で働く労働者、これは毎勤調査の数字でございますけれども、54.1万人です。そしてこの中で、非正規で働かれる方がおよそ25.5%というところでございますして、低所得者層の増大や格差の拡大がさらに広まって、不安定さを増しているという状況でございます。

2.の香川県地域最低賃金についてでありますけれども、考え方はこれまでと変わっておりません。我々としても生存権を確保する

という法律にのっとなって、労働の対価としてミニマム水準への改善を目指した目安額を決定していきたいと考えています。最低賃金近くで働く労働者、直近でも相当最低賃金に張りついて働く方が出てきているということ、新聞などの報道などでも出てきておりますが、今後最低賃金が上がってきますと、相当数の人がそこに張りついてくるといふようなことが考えられております。雇用形態に違いがあれども、障害の有無、国籍、こういったところを理由に労働者を低賃金で雇用することは許されず、どこで働いても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で、働き方の価値に見合った水準とすべきであると考えております。

香川県最低賃金はCランクの下位に位置しております。Cランクといえますと何か中位あたりかなと思いますけれども、最低賃金額で比較した場合には、やはり低位にあるというふうに我々としても感じ取っておりますので、これは都市部との格差、そして瀬戸内海を中心とします近隣とも相当の違いが出てきているというふうに言っております。

3.の雇用戦略対話における合意の目標の達成に向けてでありますけれども、全国最低賃金800円を確保し、景気の状態に配慮しつつ、全国加重平均1,000円を目指すとしておりますけれども、なかなかそこに到達していない現状、早期への到達を目指して、今現在、中央でも審議が進められていることと感じております。

そして、香川県の最低賃金はこの10年間で140円上げられたものの、やはり800円には若干でありますけれども到達しておらず、喫緊の課題は、1,000円を早期に達成することにあります。そのためには、最低賃金の引上げに向けた中小企業にさらなる支援策、業務改善助成金、そして最低賃金の引上げに伴うものでございますけれども、中小企業、そして小規模事業者への支援施策紹介マニュアルなどの推進を行い、自立できる水準の底上げ、そして格差是正を

目指した議論が必要と考えております。

4. の地方創生、地域活性化に向けて、でございますけれども、国立社会保障・人口問題研究所、ここでも将来香川県の人口は減っていき、2060年度には60万人と、そういったところが考えられております。これは自然減もありましょうが、やはり社会減、ここを改善していく必要があるということを香川県でも考えておられまして、かがわ創生総合戦略の策定の中にも含まれております。基本目標の中にも記されておりますとおり、やはり人の流れを変える、この中では働く場の確保、そして定住・移住促進を掲げております。誰もが安心して生活を営み、医療、教育、介護などを含め、将来の展望を描ける最低賃金の保障により、地域の消費拡大をさせ、そして県内の経済を活性化させるための重要な要素だと考えております。

そして5. 働く人材確保のためであります。今現在、香川県内の大学生でありますけれども、県内で就職をしているのは45.3%、そのうちほとんどが県内出身の大学生であります。県外から来ている、この2行目のところの県内出身者が206人、その後ろ、県内となっておりますが、県外の誤りです。まことに申しわけございません。県外に就職しておりますということで、県外から来た学生の方が県内では就職していないという実情、そして県内からも県外へ流出しているということ、優秀な人材が県内に残っていないということは、我々としても早急に何とか対策を講じなければならないと考えております。

この中でも、今の学生は一体何を考えとるのかと申しますと、やはり大手の企業で安定した待遇に引かれているというふうな考えが示されております。地元での就職については、やはり賃金面やそういった処遇面を心配することから、県外に流出しているのだろうなと思っております。ただ、香川県内、そんな魅力のない企業ばかりではございません。我々としても魅力のある企業を知っておりま

す。そういったところへの啓蒙、そして宣伝活動、そういったところをやっていかないと、若い人たちが就職してもらえない状況が続くのかなと思っております。

6. 春季生活闘争の状況でありますけれども、今年、賃金カーブ維持相当分を比べましたけれども、今年は3,880円という賃金カーブ維持相当分を獲得しました。これは99人以下の企業においてのことでございますが、2017年の1,302円から約3倍上昇しました。

これにおきましても非正規労働者に関する賃上げは、今後同一労働同一賃金の法律の施行によって賃金などの格差の改善をさらに進めるものと想定をしております。

7. 各指標から見た最低賃金の妥当性でございますけれども、県内の総生産、県民所得並びにパート賃金の平均額において、香川県は中位に位置するものの、先ほど述べましたとおり、最低賃金は下から2番目、最下位は32番でございますけれども、やはり低位にあります。また、こういったところの適用される目安制度のあり方の全員協議会、この中で示された新たな指数においてもCランクということであります。

厚生労働省が5月9日に発表しました毎勤調査の速報によりますと、実質賃金では1%のマイナス、そして前年同月を5か月連続で低下しております。本年に入りましても、家庭用の小麦が3%、そして冷凍食品が5%から13%、そして食塩が16%、飲料水が20円、そしてインスタント麺が8%値上げをされております。来月より市販のタイヤ、切手、はがき、保険料の値上げ、そして社会保険料では、これは協会けんぽでございますけれども、前年に比べて0.8%など、非常に上がっていくことが想定されております。

このような県内の最低賃金近傍で生計を営む家庭では、社会情勢と家計の収支がそぐわない苦しい状況が続いており、県都市部との最低賃金の格差は現在も開くばかりであります。連合香川といたしましては、今後は県内において、健康で文化的な最低賃金の生活を

営める水準について、前述しましたことを御認識いただきながら、2019年度の改正審議の中で大幅な最低賃金水準の改善が図れることを心から期待申し上げ、2019年度の香川県最低賃金改定に対する意見といたします。

以上でございます。

【柴田会長】 ありがとうございます。

次に、使用者側である香川県経営者協会から御願います。

【福家委員】 それでは、11頁をお開きいただきたいと思います。まず初めにということで、内閣府が6月に発表しました月例経済報告では、日本経済の基調判断としては緩やかに回復しており、先行きについても緩やかな回復が続くことが期待されるということですけれども、ただしというところで、通商問題の動向が世界経済に与える影響に一層注意し、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。というように書いています。

それから、こうした中、中小・零細企業は非常に厳しい価格競争にさらされており、企業の存続、雇用の維持が常に危ぶまれる状態でございます。政策的な目標設定による最低賃金の大幅な引上げは、中小企業のコスト構造を圧迫して、非常に雇用維持の観点からも大きな障害となります。

下のほうの4行目に書いていますけれども、このことを踏まえて今年度の最低賃金の審議に当たりましては、自社の存続と雇用の維持を最優先として懸命に努力している経営者の声を傾聴していただき、最低賃金の引上げには慎重な審議を強く望むものであります。

次に、12頁のほうから、企業の景況感ということで幾つか掲げております。1つは日本総研の2019年から20年の見通しですけれども、足元の我が国経済は、輸出の下振れに起因した製造業の弱さを背景に、停滞感の強い状況となっております。もっとも、国内需要に牽引されて非製造業の生産活動は拡大が続いており、景気後退に

は至っていないということです。今後同様に（１）の下のほうのただし書きに書いていますが、米中対立、中東情勢の緊迫化、あるいは中国の債務バブルの崩壊など、その景気下振れ要因が同時に顕在化した場合には、景気後退に至る可能性は否定できないというふうになっております。

それから、（２）は日銀の発表、企業短観、これは全体の話になりますけれども、この７月１日に発表したものでは２四半期連続で悪化というような結果が出ております。理由は先ほど述べたようなことで、少し失速感が現実味を帯びてきているということになっております。

それから 13 頁のほうは、日銀の高松支店が発表いたしております。ここも一応回復を続けているということですが、見通しとしては全産業で低下する見通しとなっているというふうに思っております。

それから（４）は高松商工会議所の発表で、これも少し古いですが、景気判断 DI というのが少し悪化しているというようなことで、全業種に深刻な人手不足で、雇用の確保が依然として課題となっているということでもあります。

それから 5 番は四国経済連合会の発表のもので、ここでは基調判断が、「緩やかな回復の動きが続いているものの、一部に足踏み状態が見られる」ということで、判断を引下げております。

次に 14 頁に移りまして、景気動向アンケート、四国新聞社が発表していますけれども、わりとこれが県内の実情を反映しているかと思っております。海外経済減速でやはり冷え込んでいるというところで、業種によってばらつきが見られ、全体としては 3 年ぶりに後退が拡大を上回ったということで、少し先行き不透明感が漂っているとされております。

3 番の雇用情勢ですけれども、1.84 倍という高い有効求人倍率で、人手不足感が否めないということがございます。

それから4番の2019年春の春闘の引上げということで、経団連の大手の賃上率、これはやはり昨年を下回っております。それから、同じく経団連中小企業対象のものでも若干昨年よりも下回って妥結額も微減しております。私ども経営者協会での賃上げの調査を見ますと、やはり0.05ポイントですけれども微減で1.66%ということになって、少しブレーキがかかっている状態でございます。

それから後、15頁のほうに移って、7番の帝国データバンクの企業倒産ですけれども、倒産件数というのが5件増の28件となり、3年連続で増加しているということで、今後は後継者不在、人手不足、原材料高などが複合的に作用して、事業の継続が困難なケースが確実に増えていくと見ております。

8番として、同じく帝国データバンクの人手不足に対する調査におきましても、正社員が不足している企業が、四国では52.1%に上ったとされております。県別の不足率でも、香川県は57.3%で、全国平均の50.3%を上回るような状況が続いております。

結びとしまして、景気の動向、賃上げ、雇用情勢、各種の経済指標、並びに中小企業の経営状態を考慮すれば、昨年同様非常に厳しい状況にありまして、最低賃金を大幅に引上げる状況とはなっていないということで結んでおります。

以上です。

【柴田部会長】 ありがとうございます。

香川県タクシー協同組合からの意見書は、使用者側委員のほうから御説明されるのでしょうか。

【福家委員】 はい、わかりました。

それでは、17頁のほうを御開き願います。

香川県タクシー協同組合から私ども経営者協会のほうで預かり、提出したところでございますけれども、このタクシー業界というのは労働集約産業でございますして、必要経費に占める人件費の割合が大きいタクシー事業にとりましてはその影響が非常に大きく、経営

を圧迫することとなっており、このままではタクシー事業を継続できるのか極めて憂慮しておるということでございます。

タクシー業界は、長期的に利用客が減少して需給バランスに均衡を欠くということで、乗務員の労働条件が著しく悪化いたしました。このため、平成 26 年 1 月に適正化及び活性化に関する法律が施行されたところでございますけれども、まだ各種改善等に努めておりますが、いまだ労働条件が十分に改善できるまでには至っていないということでございます。

ということで、景気回復を実感できる状況には全くなく、タクシー事業を取り巻く経営環境は依然として大変厳しい状況です。最低賃金の引上げの改定に当たりましては、慎重の上にも慎重に御審議を賜りたいということで結んでおります。

以上です。

【柴田会長】 ありがとうございます。

ただ今の労使各側の説明について、何か御質問、御意見等はございませんか。

【大島委員】 使用者側からの御意見があった部分で、少し確認しておきたいと思います。

11 頁のほうから、「はじめに」という部分で出されておるわけですが、特に 12 頁のほうの企業の景況感についてというところで、「停滞感が強い状況になっている。」という部分があるわけですが、この 12 頁の（1）の下から 4 分の 1 あたりのところを見ていきますと、「景気は再び緩やかな回復軌道に復帰する・・・潜在成長率に近い緩やかな成長が続く見通しである。」とされており、成長につながる投資や従業員の分配に前向きな企業も少しずつ増加しているという部分を出されているということは、やはり「最低賃金というものは上げていかざるを得ないよね。」というところを出しておるのではないかなと思っておりますが、そういう意味でいきますと、おそらくこの出しているという部分からしたら、これ

までの最低賃金の論議をしてきた中において、おそらく今年度の賃上げはどうであったかとか、今の状況はどうだということ、過去はどうしてきたという話があって、これから先、悪くなるから上げられないとか、非常に先行きが不透明だから上げないよという最低賃金の論議をしてきたことはいらないと思います。だから、お互いこういった部分でいくと、日本経済の見通しというのは、見方がいろいろあると思います。

ただ、先ほど言ったように、そういう「停滞感が強い状況もあるよ」というところもあれば、逆を言えば、「今後回復基調もあるよ」というところがあるとしたら、だからといって最低賃金がどうだということについては、なかなか厳しい論点になってくるのではないかなと思っておりますし、それ以外の13頁とかでも、(4)の高松商工会議所では雇用の確保が依然として課題になっていることからしますと、やはりこれはそういった部分ではそれなりの賃金を払わないと、現状の賃金のままではなかなか難しいですよということにつながってきますし、それ以外にも、15頁等々のところでも、やはりどうだろうなという部分がございます。

連合が、日経新聞等に出しておりました、今年の賃上げの状況とかという部分でいきますと、中小の賃上率はやや低下したものの、今春では横ばいの2.07%が連合内での集計になっておりますし、非正規の賃金も前年から改善しており、前年より1.21円高い25.91円というのが連合の今年度の賃上げの状況です。

25円91銭ですから、26円ぐらい平均で上がっておりますというのが連合内での集計ですので、この辺も考えていきながら、先ほどもありましたけども、おそらく来年度、4月から同一労働同一賃金という部分が入ってくると思います。今年、そこをきちんと考えた中で、最低賃金をどういうふうに論議するかということをしておかないと、4月の段階でたちまちそこが異なってしまうといえますか、努力義務ですから罰則はないわけではありますが、とは言うものの同

一労働同一賃金という部分で、この最低賃金のところをどういうようにしていくかということを考えておかないと、4月になりました、実は最低賃金が、そこには全然、箸にも棒にもかからない状況ですということになれば、これはやはり、ここの論議をした我々の責任として、やはり非常に悲しいものがあると思いますので、それについては是非、御理解を願いながら、最低賃金のところについての、できない、できないと言うのではなく、やはりこういった先の状況も見据えながら、ぜひ論議していただければなと思っております。

【福家委員】 少し補足を3つほど。

いろいろな経済指標を並べてみますと、これまでの状況はよくなってきているよということです。これから将来は少し難しいところもあるというところで、我々使用者側としては現状もありますけども、やはり少し先も見ながらやっていくというのが我々に課せられた課題ですし、その辺はやはり、この中でいろいろ言われたようなことはありますが、そこはまたいろいろ議論しながら進めていけたらというふうに思っています。

それから、春闘の話が出ました。連合さんのいろいろなデータ、それは我々も把握しているところではありますけれども、それぞれの立場、連合さんは連合さんの、我々は経団連とか我々経営者協会の対象とかが若干違っていたり、とれる、とれないもありますし、そこがやはり、若干の違いが出てくるというのは、統計上のやむを得ないところもあると思うので、その辺はまた皆さんで議論しながら判断していかなければいけないのかなというふうに考えています。

【大島委員】 ぜひ考えていただきたいのは、おそらく非正規労働者の時間給の賃上幅というのがどこで出せるかと言えば、今、日本では連合以外、なかなか一般的に出せるところは少ないと思っております。経営側でなかなかそこをとるということはできないものですから。といった中で、今年度の非正規労働者の賃上げが25円91

銭あったということは、やはりそれだけ上がってきているよという部分で、おそらく正社員よりもたくさん上がっているはずです。これは来年の、それこそ同一労働同一賃金を見ながら、どういうふうに上げていくかというところは考えていますから、ぜひそういったところでは、おそらく最低賃金を論議する中において、非正規の方々の賃上げというの大きな指標になってくると思いますので、ぜひこの辺を参考にさせていただければと思っております。

【福家委員】 正規、非正規というところで、それぞれ違いもあり格差があって、非常に今、世の中全体に深刻な話も出てきているわけなので、その辺は考えなければいけないですけれども、今回の最低賃金を上げると、正社員も上がっていくというところもあって、我々、経営側としてはかなり慎重にならざるを得ないというところもありますので、この辺も今回の後の審議の中で、慎重に議論しながら進めていけたらと思っております。

【大島委員】 言わずもがなでございますが、おそらく二、三人のところの中小であればそういった事象が起こるかと思いますが、基本的には正社員の賃金と、ここで言うところの最低賃金というのは余り連動しないというか、最低賃金を上げたから、一律に正社員の賃金が全部上がるということではないですから、そういったところも踏まえながら、ぜひ御論議いただければと思っております。

【柴田会長】 よろしいですか。

それでは、議題の最後の「その他」に移ります。

事務局から何かございますか。

【賃金室長】 現在、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会において目安額の審議が行われております。7月末までに中央最低賃金審議会において答申されましたら、次回の審議会にて伝達させていただきます。

今後の審議日程についてですが、8月1日（木）13時30分から第3回本審を開催することとなっておりますのでよろしく御願

いたします。

【柴田会長】 ただ今事務局より、今後の審議日程について説明がありました。よろしいでしょうか。

それでは次回の本審は、ただ今説明がありましたとおり、8月1日(木)午後1時30分から開催するということでございますので、よろしく御願いたします。

それでは、これをもって第2回目の本審を閉会といたします。

――了――